

(様式2)

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和7 年 1 月 20 日

案 件 名	宮ヶ瀬ダム道志導水路建設に伴う代替案整備の対応について						
所 管	環境経済	局 区		部	森林政策課	課 担当者	内線

事案概要

宮ヶ瀬ダム道志導水路建設に伴う代替案整備の対応について、県及び地域との調整の見通しが立ったことから、今後の具体的な取組について審議するもの。

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	1 代替案整備について 2 県・市の費用負担割合、役割分担及び所管課 3 観光トイレ・駐車場の整備スケジュールと概算経費 4 道路の整備スケジュールと概算経費
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果						
	効果測定指標				施策番号		
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
	事業効果 年度目標	地域・県・市で 覚書締結	予算要求	(観光トイレ・駐車場) 基礎調査	測量業務 用地交渉	用地取得	基本 設計

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施 内容	県との調整					
	庁内調整	意思 決定				
	地域・県・市で 覚書締結					
	【参考】 観光トイレ・駐車場 ※R14供用開始予定					
		予算 要求	基礎調査	測量 業務 用地 交渉	用地 取得	基本 設計
			予算 要求	予算 要求	予算 要求	

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(ふるさと観光費)		0	0	7,000	6,000	3,000	11,000
うち任意分							
特財 国、県支出金		0	0	7,000	6,000	2,700	11,000
地方債		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
一般財源		0	0	0	0	300	0
うち任意分							
捻出する財源※2							
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	300	0
元利償還金(交付税措置分を除く)							
捻出する財源概要	※県市の費用負担割合は、委託⇒県:市=10:0、工事・用地取得⇒県:市=9:1						
税源涵養 (事業の税収効果)							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工※	B	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要							

SDGs
関連ゴールに○

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 健康と長寿を促す	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギーを	8 働きがい、経済成長、雇用を創出しよう	9 産業と雇用を創出しよう
10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市と人間住み	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	
	○							

日程等
調整事項

条例等の調整

なし

議会提案時期

報道への情報提供

なし

パブリックコメント

なし

時期

議会への情報提供

なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等

調整内容・結果

神奈川県土地水資源対策課	県・市の費用負担割合及び役割分担について調整済。
青根地域振興協議会	未了事項4項目及び代替案の内容について調整済。
都市建設総務室、道路計画課	計画の段階から道路管理者と協議すること。
観光政策課	トイレ、駐車場整備の所管課となることについて調整済。
津久井まちづくりセンター	トイレ、駐車場整備後の施設所管課となることについて調整済。
緑区区政策課・地域振興課	過去の経過及び代替案について説明済。
政策課、総務法制課、人事・給与課、財政課	過去の経過及び代替案について説明済。
市長、3副市長、緑区長	過去の経過及び代替案について説明済。

備 考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (1/7)

【道路整備の所管課について】

(政策課長)事業内容はダム補償によるものとはいえ、道路整備にあたるものとする。所管課については、課が未定であれば局を記載するなど、所管課になりうる部署を記載するように修正いただきたい。

(森林政策課長)承知した。

【県・市の費用負担割合について】

(財政課担当課長)長期的なスケジュールになるため、物価の状況により事業費は変動するものと想定するが、額の多寡によらず県と市の負担割合は決定と考えて良いか。

(森林政策課長)そのとおりである。

【土木職員の配置について】

(人事給与課長)整備に係る人員が必要になるのは先の話である中、土木部としては現状ではマンパワーが足りないというところであり、整備開始の時期の土木職員の充足の状況を踏まえて検討するという事で良いのではないかと考える。その際にも充足状況が好転せず、マンパワーに課題があるのであれば委託等を検討する方法もあるのではと考える。

(森林政策課長)承知した。

令和7年1月20日（月）
決定会議

宮ヶ瀬ダム道志導水路建設に 伴う代替案整備の対応について

環境経済局 森林政策課



- 1 「宮ヶ瀬ダム道志導水路建設に伴う21項目要望」とは
- 2 21項目要望の未了事項について
- 3 代替案整備について（審議事項）
- 4 県・市の費用負担割合、役割分担及び所管課（審議事項）
- 5 観光トイレ・駐車場の整備スケジュールと概算経費（審議事項）
- 6 道路の整備スケジュールと概算経費（審議事項）
- 7 【参考】青根地域の振興計画

1 「宮ヶ瀬ダム道志導水路建設に伴う21項目要望」とは

宮ヶ瀬ダム建設に伴う「道志導水路」建設にあたり、その条件として青根地域から提出された21項目からなる要望のこと。国、県、町は地域に対して、誠意をもって対応することを約束し協定を締結した。

宮ヶ瀬ダム道志導水路建設に伴う21項目要望及び対応状況について

要望番号	要望事項	役割分担	実施済	実施中	未実施
1	青根地区水道整備事業	国、町	○		
2	緑の水の基金創設	県	○		
3	農業用水等の確保 (農業用水路) (土地改良事業)	県	○		
		町	○		
4	山葵田の保護対策	国	○		
5	水量調査	国	○		
6	工事用道路	国	○		
7	国道413号の改良整備	市		○	
8	主要地方道「山北藤野線(県道76号)」の改良整備	市		○	
9	主要町道の改良整備	町	○		
10	林道の整備	県	○		

要望番号	要望事項	役割分担	実施済	実施中	未実施
11	導水路取水口付近の公園化	国	○		
12	温泉の試掘	国	○		
13	導水路(トンネル)工法	国	○		
14	コミュニティスクール整備事業	町	○		
15	道志川流域の環境整備	県		○	
16	神之川流域の整備	県		○	
17	公営住宅の設置	町	○		
18	就労の場の確保	国、県、市	○		
19	国定公園等利用施設の設置	県、市		○	
20	工事の自然景観との調和	国	○		
21	その他定めのない事項は誠意をもって対応	国、県、市			

赤枠が未了事項

2 21項目要望の未了事項について

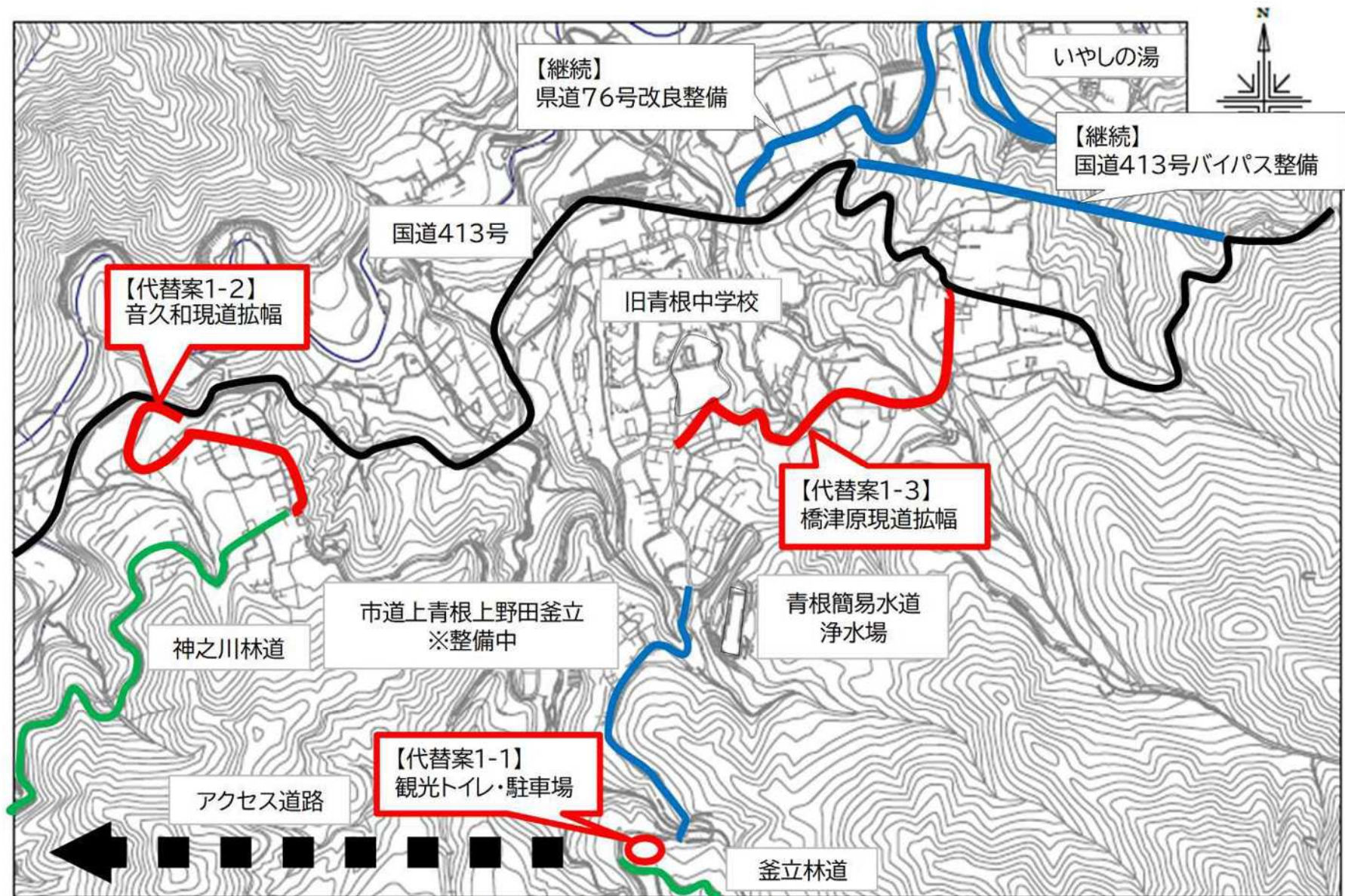
No. (要望番号)	当初の要望	現在の要望	対応状況	役割 分担
1 (19)	国定公園等利用施設の設置 (北丹沢文化の森整備基本 計画に係るネイチャーセン ター整備等)	国道413号から神之川林道 までのアクセス道路整備	○ネイチャーセンター整備を止め、アクセス道路の延伸へ変更 ○アクセス道路の一部として現在、市道上青根上野田釜立改 良事業(裾野沢先～東部ブロック)を整備中	県・市
2 (16)	神之川流域の整備 (林道の整備)	神之川流域の整備 (林道の整備及びトンネル 整備)	○神之川林道整備中 ○令和元年東日本台風により整備箇所等が被災。現在、復旧 工事を実施中	県
3 (7)	国道413号の改良整備	国道413号の改良整備 (橋津原バイパス)	○国道413号(仮称)横山トンネル道路改良工事完了 ○災害復旧、災害防除工事完了 ○部分改良工事を実施中 ○新道路整備計画への位置付け	市
4 (8)	主要地方道「山北藤野線 (県道76号)」の改良整備	主要地方道「山北藤野線 (県道76号)」の改良整備	○H30予備設計、R1関係機関協議 ○境界について地権者と調整 ○新道路整備計画への位置付け	市

3 代替案整備について(審議事項)

地域・県・市で協議を進めてきた結果、国定公園等利用施設の設置について地域から以下の代替案が示された。

No.	現在の要望	代替案		役割分担
1	国道413号から 神之川林道までの アクセス道路整備	1-1	○ 釜立林道入口付近に観光トイレ(駐車場を含む)を整備する	県・市
		1-2	○ 市道音久和を現道拡幅する	県・市
		1-3	○ 市道橋津原～市道青根12号～旧青根中まで現道拡幅(待避所設置)する	県・市
2	神之川流域の整備 (林道の整備及びトンネル整備)		○令和元年東日本台風により被災した箇所は今後 も整備を継続する ○トンネル整備については、次期「かながわ水源 地域活性化計画」に検討事項として記載する	県
3	国道413号の 改良整備 (橋津原バイパス)		○代替案なし(継続)	市
4	主要地方道「山北 藤野線(県道76 号)」の改良整備		○代替案なし(継続)	市

3 代替案整備について(審議事項)



forestmap管理者

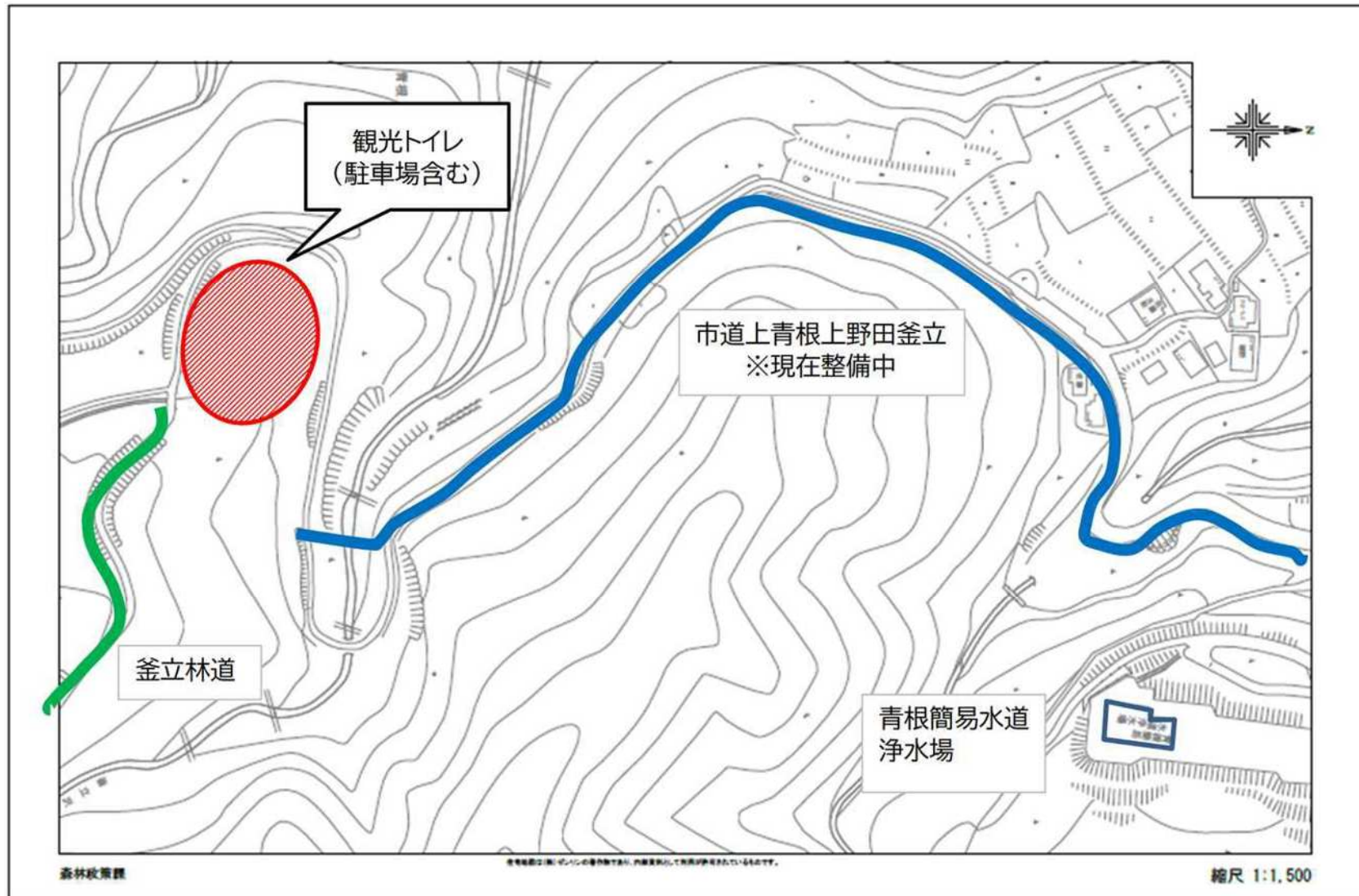
地形地図は(株)ゼンリンの著作権であり、内部資料として利用が許可されているものです。

縮尺 1:10,000

3 代替案整備について(審議事項)

【代替案1-1】

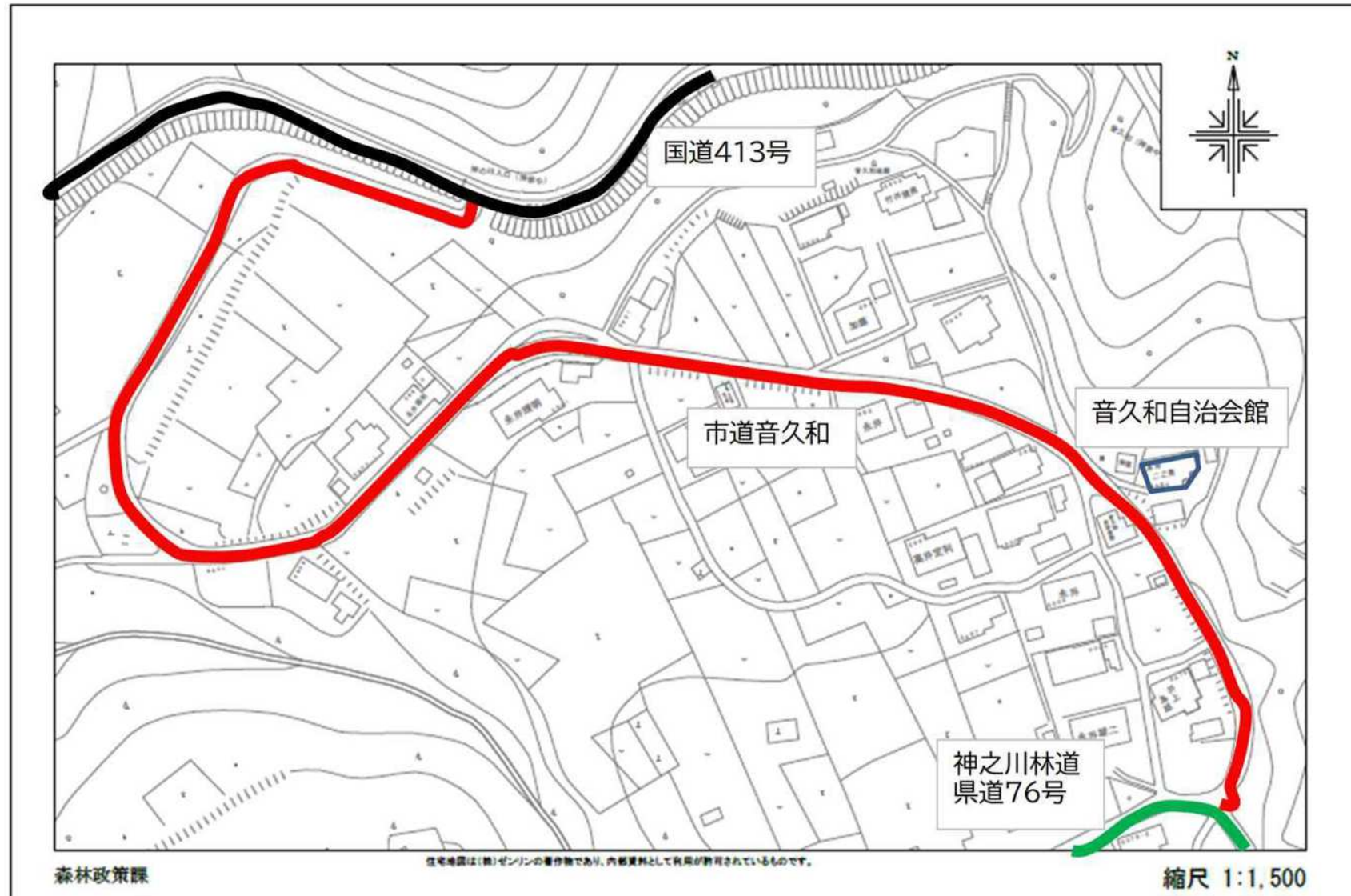
釜立林道入口付近に観光トイレ(駐車場を含む)を整備する



3 代替案整備について(審議事項)

【代替案1-2】

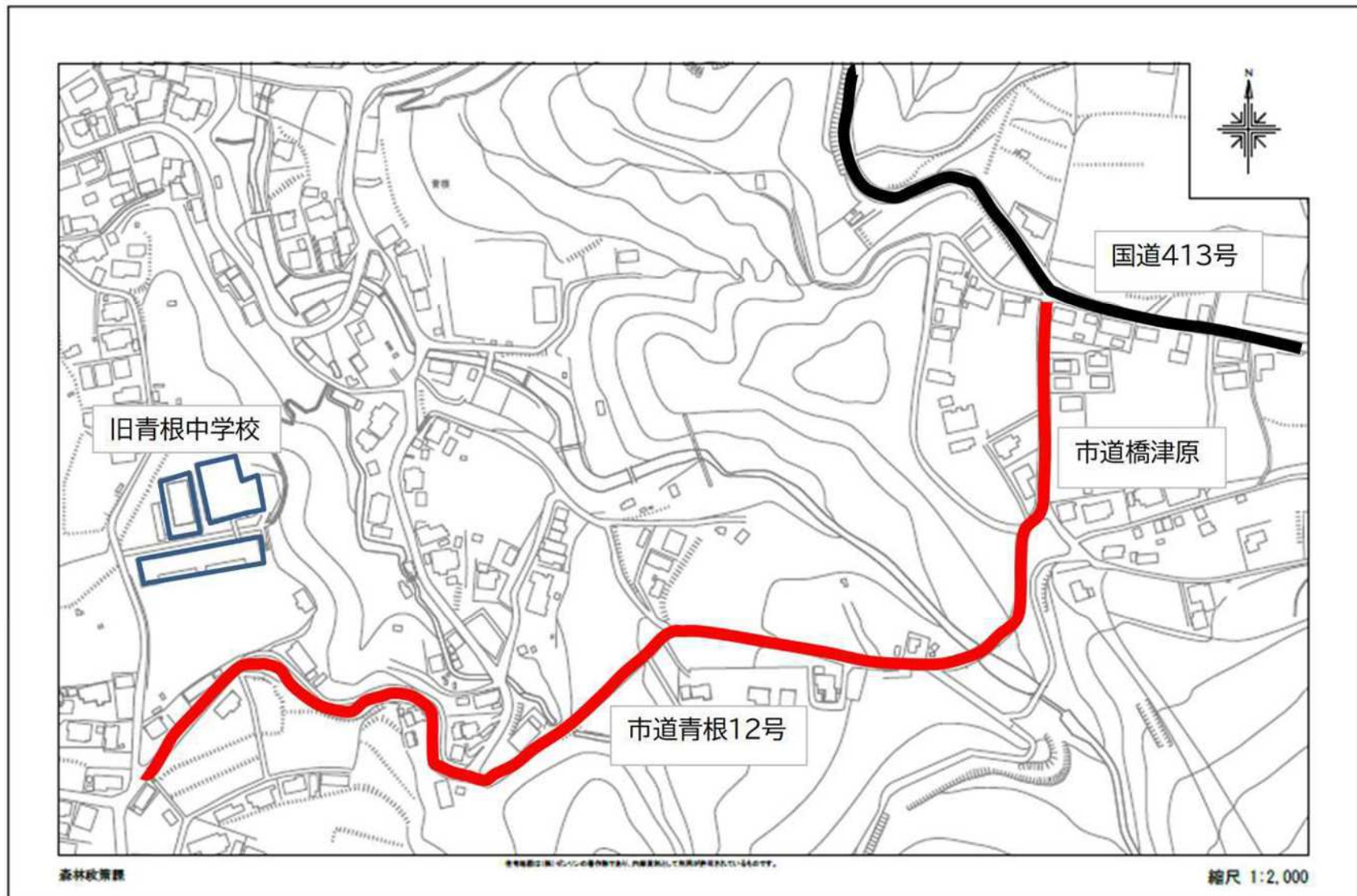
市道音久和を現道拡幅する



3 代替案整備について(審議事項)

【代替案1－3】

市道橋津原～市道青根12号～旧青根中まで現道拡幅(待避所設置)する



4 県・市の費用負担割合、役割分担及び所管課(審議事項)

代替案		測量・設計	用地取得	工事	維持管理
【1-1】 釜立林道入口付近に観光 トイレ・駐車場を整備する	負担割合 (県:市)	10:0	9:1	9:1	0:10
	役割分担	業務は市	用地交渉・取得は市	工事は市	維持管理は市
	所管課	観光政策課 公共建築課 森林政策課	観光政策課 公共建築課 森林政策課	観光政策課 公共建築課 森林政策課	津久井まちづくり センター
【1-2】 市道音久和を現道拡幅 する	負担割合 (県:市)	10:0	9:1	9:1	0:10
	役割分担	業務は市	用地交渉・取得は市	工事は市	維持管理は市
	所管課	森林政策課 都市建設局	森林政策課 都市建設局	森林政策課 都市建設局	津久井土木 事務所
【1-3】 市道橋津原～青根12号 ～旧青根中まで現道拡幅 (待避所設置)する	負担割合 (県:市)	10:0	9:1	9:1	0:10
	役割分担	業務は市	用地交渉・取得は市	工事は市	維持管理は市
	所管課	森林政策課 都市建設局	森林政策課 都市建設局	森林政策課 都市建設局	津久井土木 事務所

5 観光トイレ・駐車場の整備スケジュールと概算経費(審議事項)

(百万円)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	計
実施内容	庁議 地域、県、 市で覚書 締結	予算要求	基礎調査 地元説明	測量業務 用地交渉	用地取得	基本設計	実施設計	工事	供用開始	
概算経費	0	0	7	6	3	11	17	40	0.2	85
県費	0	0	7	6	3	11	17	36	0	80
起債	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
一財	0	0	0	0	0.3	0	0	1	0.2	2

※①特財については、県費及び一般単独事業債(充当率75%)を想定しているが、引き続き、交付税措置のある有利な起債を検討する

※② 事業費は現時点での概算経費であり、用地の状況や今後の整備内容により増減する可能性あり

※③ 工事について、建築物(トイレ)は公共建築課、土木構造物(擁壁等)は森林政策課が担当する

6 道路の整備スケジュールと概算経費(審議事項)

(百万円)																			計
年度	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	
釜立 トイレ・ 駐車場	工事	供用 開始																	
橋津原 現道拡幅 (待避所)	予算 要求	基礎 調査 地元 説明	現地 測量 地質 調査	概略 設計	予備 設計 用地 交渉	用地 測量 用地 取得	詳細 設計	工事	工事	供用 開始									
音久和 現道拡幅									予算 要求	基礎 調査 地元 説明	現地 測量 地質 調査	概略 設計	予備 設計 用地 交渉	用地 測量 用地 取得	詳細 設計	工事	工事	供用 開始	
概算経費		10	20	5	15	185	25	170	170	10	25	5	20	190	30	450	450		1,780
県費		10	20	5	15	170	25	153	153	10	25	5	20	175	30	405	405		1,626
起債		0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	0	0	0	0	40	40		110
一財		0	0	0	0	15	0	2	2	0	0	0	0	15	0	5	5		44

※① 特財については、県費及び地方道路等整備事業債(充当率90%)を想定しているが、引き続き、交付税措置のある有利な起債を検討する

※② 事業費は概算で18億円程度を見込んでいるが、現時点での概算経費であり、用地の状況や今後の整備内容により増減する可能性あり

※③ 事業内容・難易度により道路事業の経験を有する土木職員を新たに配置する必要あり

※④ 整備スケジュール、土木職員の協力体制について、今後、都市建設局と協議していく

7 【参考】青根地域の振興計画

No.	内 容	所管課	
1	釜立林道入口付近の観光トイレ・駐車場整備	観光政策課 津久井まちセン	代替案
2	市道音久和の現道拡幅	森林政策課 津久井土木事務所	
3	市道橋津原～市道青根12号～旧青根中までの現道拡幅(待避所設置)	森林政策課 津久井土木事務所	
4	旧青根中学校の利活用事業	緑区役所地域振興課	その他振興計画
5	いやしの湯の木質バイオマスボイラー導入	ゼロカーボン推進課 緑区役所区政策課	
6	緑の休暇村センター、津久井合唱館等の公共施設の利活用の検討	緑区役所地域振興課	

案 件 名	第8回線引き見直しについて									
所 管	都市建設	局 区	まちづくり推進部	部	都市計画課	課	担当者		内線	

○線引き見直しは、人口や産業などおおむね10年後の将来予測を基に、区域区分をはじめ、都市計画の方針を定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下、「整開保」という。)等について見直すもので、本市では、昭和45年の当初決定以来これまで7回にわたり行っている。

○令和6年8月には、変化する社会情勢に対応した線引き見直しを実施するため、「第8回線引き見直しにおける基本方針」(以下、「基本方針」という。)を策定した。

○令和7年度中の第8回線引き見直しの告示に向け、基本方針に即して、今年度中に整開保等の都市計画素案を策定するもの。

（ 庁議で決定
したいこと及び
想定(希望)
している結論

- ・「整開保」素案
- ・「都市再開発の方針」素案
- ・「住宅市街地の開発整備の方針」素案

○今後のスケジュールについて

○原案のとおり承認する。

基本方針に即して具体的な都市計画の方針を定め、人口減少・超高齢社会の進行、頻発・激甚化する災害等、変化する社会情勢に対応し、本市が目指すべき、住み続けたいと思える快適で活力のある持続可能なまちの形成に寄与する。

なし

20、21、22、23、24

Re

B²

B8

事業効果
年度目標

		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施 内容	庁議(基本方針) パブコメ等 基本方針策定							
	庁内調整 素案に係る 国・県等関係機関 事前調整	庁議(素案) 素案の確定 住民説明会 都市計画 手続 告示	第8線引き期間(R17まで)					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(費)		12,320	4,224					
うち任意分		12,320	4,224					
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		12,320	4,224	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		12,320	4,224	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

1 貧困をなくそう	2 気候変動に具体的な対策を	3 健康と長寿を促す	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギーを	8 働きがい、経済成長、雇用を創出	9 産業と雇用を創出
		○			○	○	○	○
10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティを	12 持続可能な消費と生産を	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正を	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
	○				○		○	

日程等
調整事項

条例等の調整

なし

議会提案時期

報道への情報提供

資料提供

パブリックコメント

なし

時期

議会への情報提供

資料提供

令和7年3月

事前調整、検討経過等

調整部局名等

調整内容・結果

都市計画審議会(小委員会5回を含む全7回開催)	令和5年1月諮問(第8回線引き見直しについて)、令和6年2月答申(小委員会における審議を含む)
第8回線引き見直しに係る検討会議(課長会議、全2回開催)(※1)	都市計画審議会の答申内容(区域区分の方針、整備保等の見直しにあたっての基本的考え方、区域区分の基準)について【調整済】
関係課長打合せ会議(R6.3.25)(※2)	第8回線引き見直しにおける基本方針について【調整済】
調整会議(R6.4.4)	第8回線引き見直しにおける基本方針について【原案のとおり上部会議へ付議】
決定会議(R6.4.11)	第8回線引き見直しにおける基本方針について【原案のとおり承認】
市長決裁(R6.8.27)	第8回線引き見直しにおける基本方針策定
関係課長打合せ会議(R6.12.12)(※2)	第8回線引き見直しについて【調整済】

備 考

※1 出席課:政策課、みんなのSDGs推進課、経営監理課、人事・給与課、財政課、資産税課、危機管理課、区政推進課、斎場準備室、地域経済政策課、産業支援・雇用対策課、創業支援・企業誘致推進課、農政課、森林政策課、ゼロカーボン推進課、水みどり環境課、公園課、津久井地域環境課、廃棄物政策課、清掃施設課、都市建設総務室、建築政策課、交通政策課、開発調整課、建築審査課、住宅課、都市整備課、麻溝台・新磯野まちづくり課、麻溝台・新磯野区画整備事務所、リニアまちづくり課、相模原駅周辺まちづくり課、道路計画課、路政課、河川課、下水道経営課、緑区役所区政政策課、中央区役所区政政策課、南区役所区政政策課、農業委員会事務局
※2 出席課: ※1出席課に加え、シティプロモーション戦略課、総務法制課

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(1/7)

【さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺の産業構想エリアについて】

○(経営監理課長)説明資料6ページ①の市街化調整区域の土地利用について、さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺のかなり広い範囲を円で示していたが、これはどういうコンセプトであるか。
→(都市計画課長)5km圏内の市街化調整区域に対して、産業系新市街地の土地利用が見込まれそうなところを想定している。

○(経営監理課長)整開保の素案では、様々記載されているが、産業構想エリアの説明は明確にされているのか。

→(都市計画課長)今後において、想定される市街化調整区域でのエリアになるため、あまり固定して指定するものではなく、一般保留に即すよう明確にはしない。

【市街地再開発事業について】

○(経営監理課長)説明資料6ページの③について、小田急相模原北口地区等と記載されているが、開発する予定はあるのか。

→(都市計画課長)計画としては残っている。

○(経営監理課長)「等」という言葉は何にかかっているのか。

→(都市計画課長)民間開発事業の可能性がある。

【住宅市街地の開発整備の方針素案について】

○(経営監理課長)住宅市街地の開発整備の方針素案について、新規ではなく、旧来の住宅エリアなどはないか。

→(都市計画課長)公営住宅についても確認した結果ないため、位置づけはしない。

○(経営監理課長)資料の確認であるが、参考資料相模原都市計画住宅市街地の開発整備の方針素案の最終ページの地図においてハッチを赤色にする必要はないか。

→(都市計画課長)後ほど確認する。(結果として、素案の地図の赤色塗りはない。説明資料のみ赤色塗り。)

【議会への情報提供について】

○(総務法制課長)議会への説明について、前回の決定会議の場で、市長公室長から内容によって説明方法を考えようという話があった。今回の説明を何うと、第6、7回の線引き見直しと比較して市民への影響は大きいとは言えないのではないか。また今回、部会説明という提案であるが、そもそも都市計画の手続については、議員が都市計画審議会に入る必要が法令と政令で定められている。それを受け、議会として議員の中から選出しており、議会としては意見を言う場が設けられていることから、敢えて部会という形は設けずとも、何らかの情報提供で良いのではないかと考えている。

○(政策課長)市としては重要な案件の一つである。資料を一部修正し、上部会議へ付議する。

第 8 回線引き見直しについて

1. これまでの経過
2. 都市計画素案の概要
3. 今後のスケジュールについて

令和 7 年 1 月 2 0 日

まちづくり推進部 都市計画課

1. これまでの経過

●「第8回線引き見直しにおける基本方針」の策定と都市計画素案について

○令和6年2月5日 第227回都市計画審議会 答申

都市計画審議会から「答申」

▶答申の内容に沿って「方針案」の作成

○令和6年4月

庁議で方針案の了承、方針案の策定

○令和6年6月13日

議会（建設部会）への報告

○令和6年6月15日から7月16日まで

パブリックコメントの実施

- ▶パブリックコメント期間中、市内4ヶ所でオープンハウス型説明会の実施
- ▶4人の方から、計7件の意見の提出あり。（今後の参考とするもの 6件。その他 1件）
- ▶意見を受けての方針案の修正はなし。

○令和6年8月27日 市長決裁

「第8回線引き見直しにおける基本方針」策定

即す

第8回線引き見直し「都市計画素案」＜具体的な「都市計画の方針」＞

（1）都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針（「整開保」）

（2）都市再開発の方針

（3）住宅市街地の
開発整備の方針

- ▶都市計画素案（案）について、令和6年12月12日に関係課長打合せ会議を実施
- ▶令和6年12月末までに、国等関係機関との事前調整を終了

2. 都市計画素案の概要

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(「整開保」)の素案の概要

▶「整開保」とは

都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域を対象とした将来の都市づくりの方針を示すもの。
都市計画区域について定められる都市計画は、「整開保」に即したものでなければならない。

本市では、**都市部である「相模原都市計画区域」**と**豊かな自然を有する「相模湖津久井都市計画区域」**の2つの都市計画区域が共存し、各々の区域の特性をいかしつつ、相互に連携を図っていく必要があることから、これまでに引き続き、2つの区域の整開保を1つに集約して作成することとする。

■ 都市計画の目標

● 見直しの目標年次

基準年次	令和2年(2020年)
目標年次	令和17年(2035年)

● 都市づくりの基本方針

「第8回線引き見直しにおける基本方針」における整開保等の見直しの考え方に即すもの。

おおむね20年後の都市を展望する。

集約連携型まちづくりの実現に向けた都市づくり

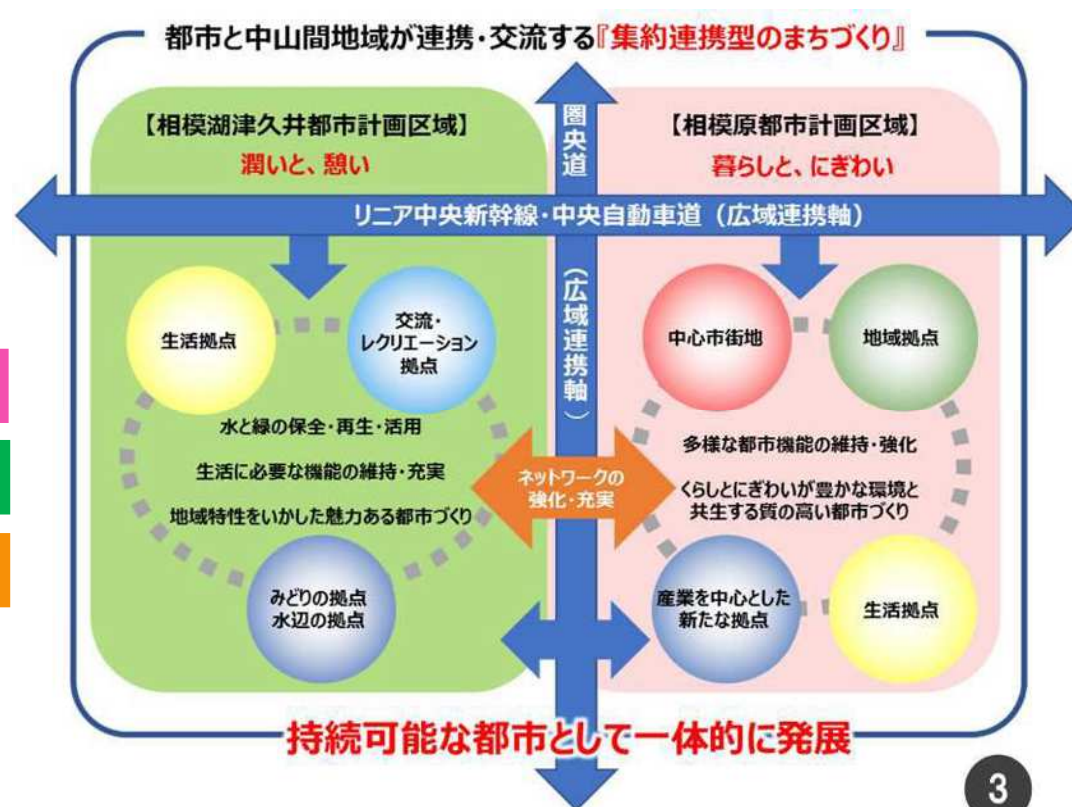
災害からいのちと暮らしを守る都市づくり

市全体で発展する持続可能な都市づくり

● 都市計画区域の方向性、都市像

2つの都市計画区域において、まちづくりにおける様々な課題に対応し、市全体が持続可能な都市として発展していくため、それぞれの地域の特性をいかにしながら、市全体として「一体的なまちづくり」を進める。

<「都市づくりの基本方針」のイメージ図>



2. 都市計画素案の概要

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(「整開保」)の素案の概要

■ 都市計画の目標 —「第8回線引き見直しにおける基本方針」に即して策定—

● 地域毎の都市像 (概要)

- ▶ 相模原市総合計画、相模原市都市計画マスタープラン、相模原市立地適正化計画（令和2年策定）に示す「**将来都市構造**」を踏まえ、
おおむね20年後の都市の姿を展望し、中心市街地、地域拠点、産業を中心とした新たな拠点等について、それぞれの地域特性を踏まえた市街地像を定める。

<地域毎の市街地像附図>

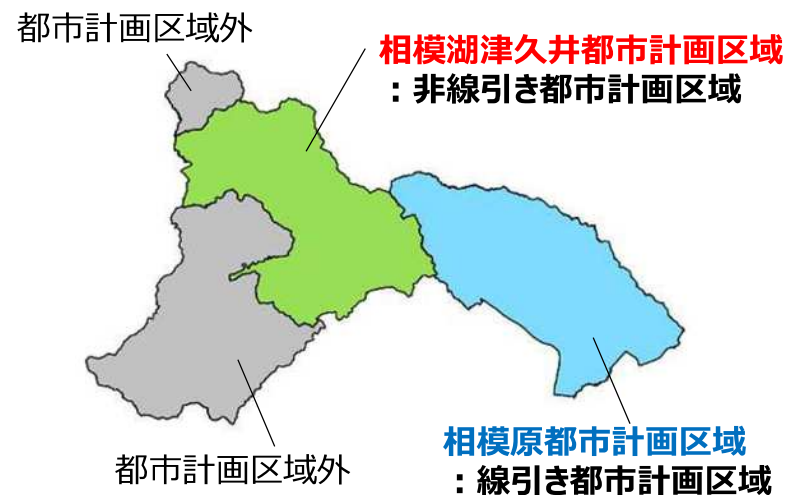


2. 都市計画素案の概要

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(「整開保」)の素案の概要

■ 区域区分の決定の有無

相模原 都市計画区域	区域区分を定める 根拠：首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されているため（都市計画法第7条第1項第1号イの規定による）
相模湖津久井 都市計画区域	区域区分を定めない 根拠：①市街地拡大の可能性、 ②良好な環境を有する市街地の形成 ③緑地等自然環境の整備又は保全への配慮 以上の観点から検証した結果、区域区分を定める 必要性は低い。



■ 区域区分の方針 【相模原都市計画区域】

● 人口の推計・産業の規模・市街化区域の規模

▶ 市街化区域の規模は、市街地に配置すべき人口・産業を適切に収容し得る規模とする

区分 \ 年次		令和2年	令和17年
人口	都市計画区域	約685千人	概ね 685千人
	市街化区域	約665千人	概ね 668千人※1
産業	工業出荷額	12,509億円	概ね 14,327億円
	流通業務用地	359.2ha	概ね 472.0ha
市街化区域面積		6,826ha	概ね 6,855ha※2

※1：市街化区域内人口は保留された人口を含む

※2：保留フレームに対応する市街化区域面積は含まない。

2. 都市計画素案の概要

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(「整開保」)の素案の概要

■ 主要な都市計画の決定の方針 (概要)

① 土地利用

- ・主要用途の配置・・・用途地域の配置についての将来の見通し
- ・市街地における建築物の密度の構成
・・・立地適正化計画の考え方を反映、空き家対策等を追記
- ・市街地において特に配慮すべき土地利用
用途転換・・・「用途地域等見直しの方針」(R6.8)を反映
橋本駅周辺、相模原駅北口周辺地区における土地利用転換
市街地の緑地の保全、都市の風致の維持
災害防止・・・災害レッドゾーン※1における逆線引き※2の検討
- ・市街化調整区域の土地利用
優良な農地との健全な調和
秩序ある都市的土地利用・・・特定保留区域、一般保留、
さがみ縦貫道路ICに近接する地区の方針 など
- ・用途地域無指定地域の土地利用 等

相模原駅北口における土地利用



特定保留区域



※1:「災害レッドゾーン」とは、本市において現時点では、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域のこと。

※2:「逆線引き」とは、市街化区域を市街化調整区域へ編入すること。

③ 市街地開発事業

- ・「市街地開発事業」の整備水準の目標
- ・交流拠点都市としての基盤整備推進
- ・中心市街地、地域拠点は、都市基盤の充実を図り良好な市街地を形成
- ・IC周辺の新たな産業の受け皿の創出
- ・実施を予定する事業 (おおむね10年以内)
 - ▶市街地再開発事業
小田急相模原駅北口地区 等
 - ▶土地区画整理事業
麻溝台・新磯野第一整備地区
麻溝台・新磯野北部地区
麻溝台・新磯野南部地区
橋本駅南口地区
相模原駅周辺地区 等

橋本駅南口地区

橋本駅南口地区土地区画整理事業区域 (約13.7ha)



② 都市施設

- ・交通施設 (道路、駅前広場、駐車場等)
 - ・集約連携型まちづくりの実現に向けた交通体系の確立
 - ・広域的な交流拠点形成の基盤となる道路ネットワークの形成
 - ・将来交通需要の変化に対応した幹線道路網の計画の具体化
 - ・ファースト・ラストワンマイルの移動解決策の検討 等
- ・下水道及び河川
主要幹線道路竣工写真
・流域関連公共下水道の整備、「流域治水」
・気候変動を踏まえた浸水被害の軽減・解消のための雨水管整備
・施設の長寿命化・耐震化 等
- ・その他の都市施設
・長期的展望に立った火葬場、最終処分場等の整備



④ 自然的環境の整備又は保全

- ・緑地、公園、緑道、墓園
- ・「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」の基本理念の実現・・・公園緑地等の系統的配置、自然環境保全
- ・ウェルビーイングの向上、グリーンインフラ・・・
多面的な機能を有する農地、緑地等の適切な整備・保全
- ・主要な緑地の配置の方針・・・
市街化区域内の農地、緑地の保全、
緑のネットワーク、観光、レクリエーション地としての水辺空間や緑地の保全、
文化・歴史を勘案した歴史公園を配置 等



相模原近郊緑地特別保全地区 (大野台地区こもれびの森)

⑤ 都市防災

- ・都市防災のための施策の概要等 災害からいのちと暮らしを守る都市づくり
・・・グリーンインフラの防災機能の活用、災害ハザードエリアの土地利用規制の強化・誘導など

2. 都市計画素案の概要

○第8回線引き見直しにおける保留フレームについて

≪市街化区域への編入を保留する区域≫

【特定保留区域】

麻溝台・新磯野北部地区（産業系新市街地）

麻溝台・新磯野南部地区（産業系新市街地）

【土地利用の検討を進める地区（一般保留フレーム）】

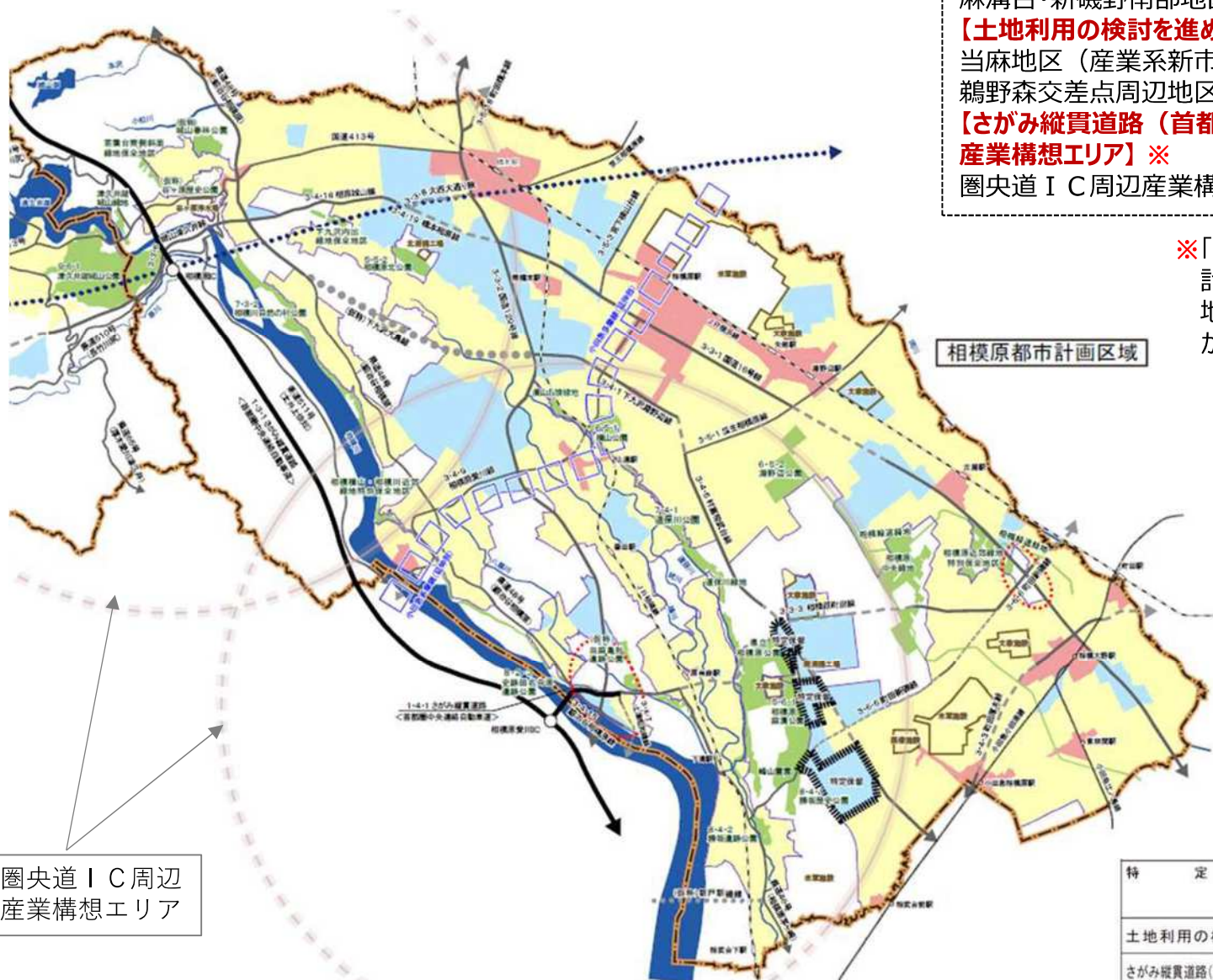
当麻地区（産業系新市街地）

鵜野森交差点周辺地区（住居系新市街地）

【さがみ縦貫道路（首都圏中央連絡自動車道）IC周辺の産業構想エリア】※

圏央道 I C 周辺産業構想エリア（産業系新市街地）

※「IC周辺の産業構想エリア」のうち、計画的な市街地整備が予定され、地権者組織としての市街化編入の意向があれば、「一般保留」に該当する。



圏央道 I C 周辺
産業構想エリア

相模原都市計画区域

特 定 保 留	
土地利用の検討を進める地区	
さがみ縦貫道路(首都圏中央連絡自動車道) I C 周 辺 の 産 業 構 想 エ リ ア	

注：特定保留区域の設定については、農林水産省関東農政局と事前調整済。

2. 都市計画素案の概要

(2) 「都市再開発の方針」の素案の概要

【概要】

都市計画法第7条の2第1項及び都市再開発法第2条の3第2項の規定に基づき、**市街化区域内**における、**計画的な再開発が必要な市街地**について、**適切な規制誘導及び市街地の再開発の促進を図ることを目的とするもの**。
都市計画区域について定められる都市計画は、都市再開発方針に即したものでなければならない。

▶ 主な内容

※対象は、**相模原都市計画区域**となります。

■ 基本方針

・整開保に即し、**おおむね20年後の都市再開発の展望や方針**を記載

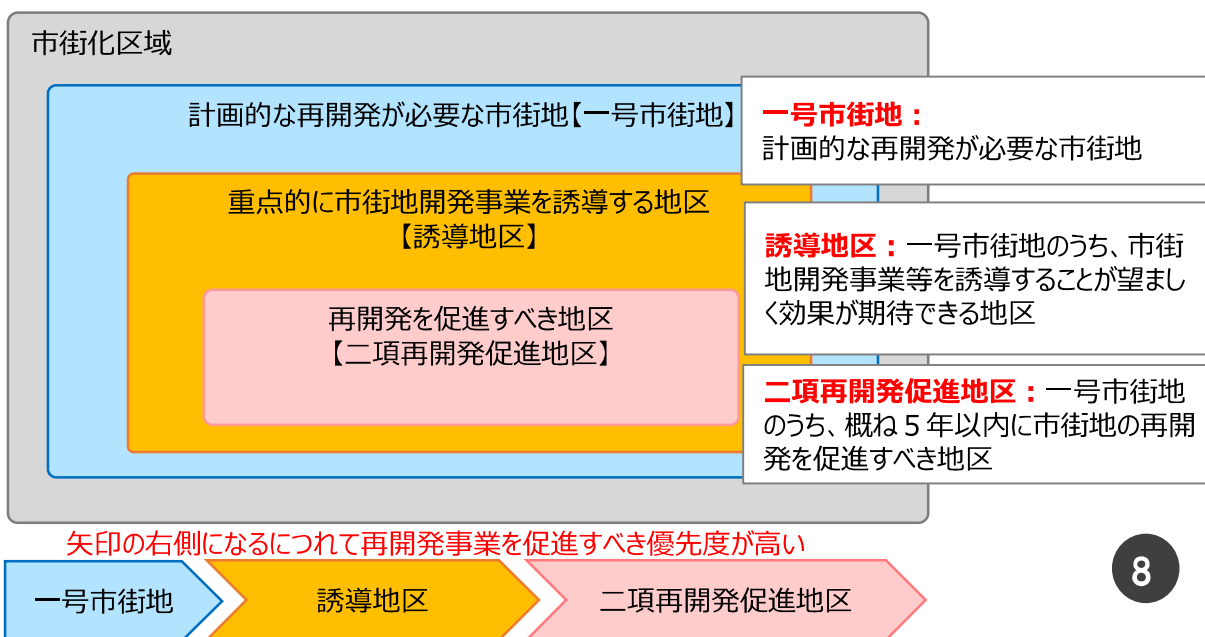
■ 計画的に再開発が必要な市街地

・「計画的に再開発が必要な市街地」(**一号市街地**)、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」(**二項再開発促進地区**)等について、具体的な地区を選定し、**再開発の目標、方針や整備開発の計画の概要を示す**

【これまでの「市街地再開発事業」の事例】



【計画的な再開発が必要な市街地の配置のイメージ図】



2. 都市計画素案の概要

(3) 住宅市街地の開発整備の方針の素案の概要

▶「住宅市街地の開発整備の方針」とは

都市計画法第7条の2第1項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（大都市法）第4条第1項の規定に基づき、都市計画区域内における**住宅及び住宅地の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備を図ることを目的とするもの。**

都市計画区域について定められる都市計画は、住宅市街地の開発整備の方針に即したものでなければならない。

※対象は、相模原都市計画区域となります。

▶主な内容

■ 住宅市街地の開発整備の目標

■ 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

■ 重点地区の整備又は開発計画の概要

市立地適正化計画や住生活基本計画等と整合を図りつつ、人口減少や空き家対策、脱炭素社会の実現など昨今の社会情勢の変化を踏まえた目標・方針とする。

・実現すべき市街地の在り方、良好な居住環境の確保等に係る目標

・適切な配置及び密度の確保、住宅市街地の更新、整備及び開発、良好な住環境の整備改善等に関する方針

・特に計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な「重点地区」について、開発計画の概要を定めるもの

【これまでの「重点地区」の事例】

南台団地（1.2ha）
（第6回線引き見直し（H22年））



緑が丘地区（10ha）
（第3回線引き見直し（H2年））



2. 都市計画素案の概要

(3) 住宅市街地の開発整備の方針の素案の概要

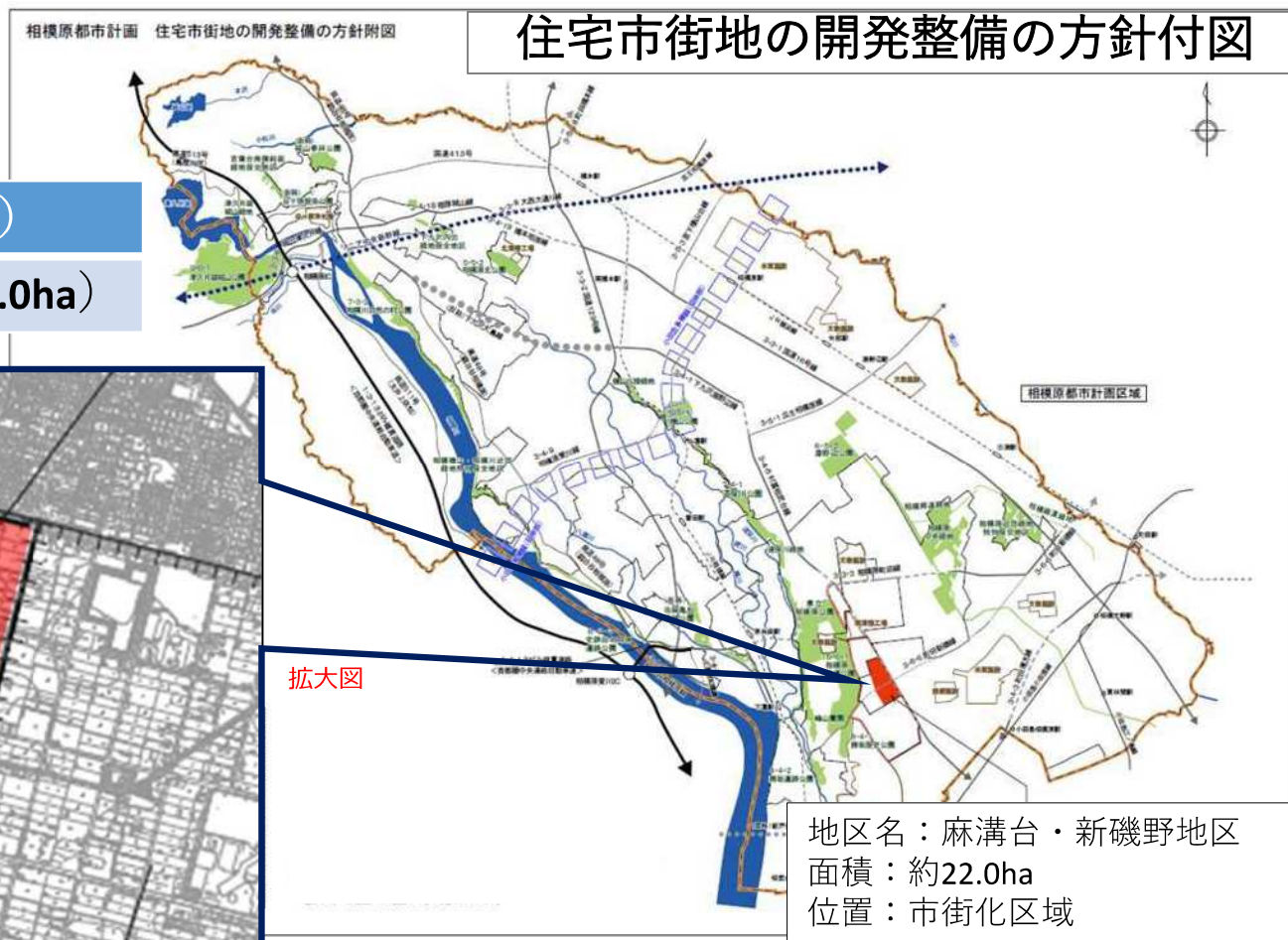
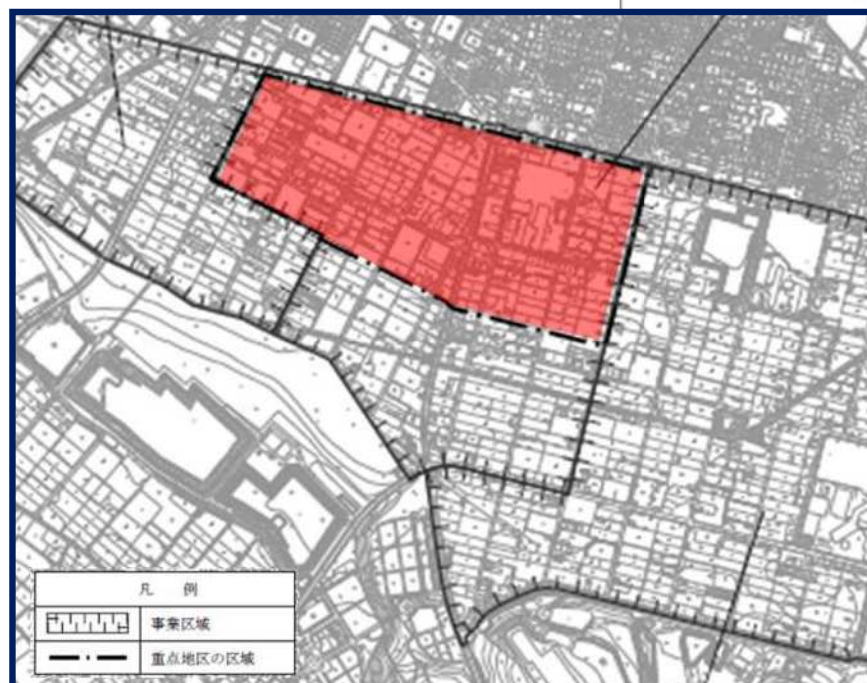
▶重点地区の整備又は開発計画の概要

＜重点地区とは＞

神奈川県住生活基本計画に定める「重点供給地域」内の、特に計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な地区

重点地区（箇所数 1 地区）

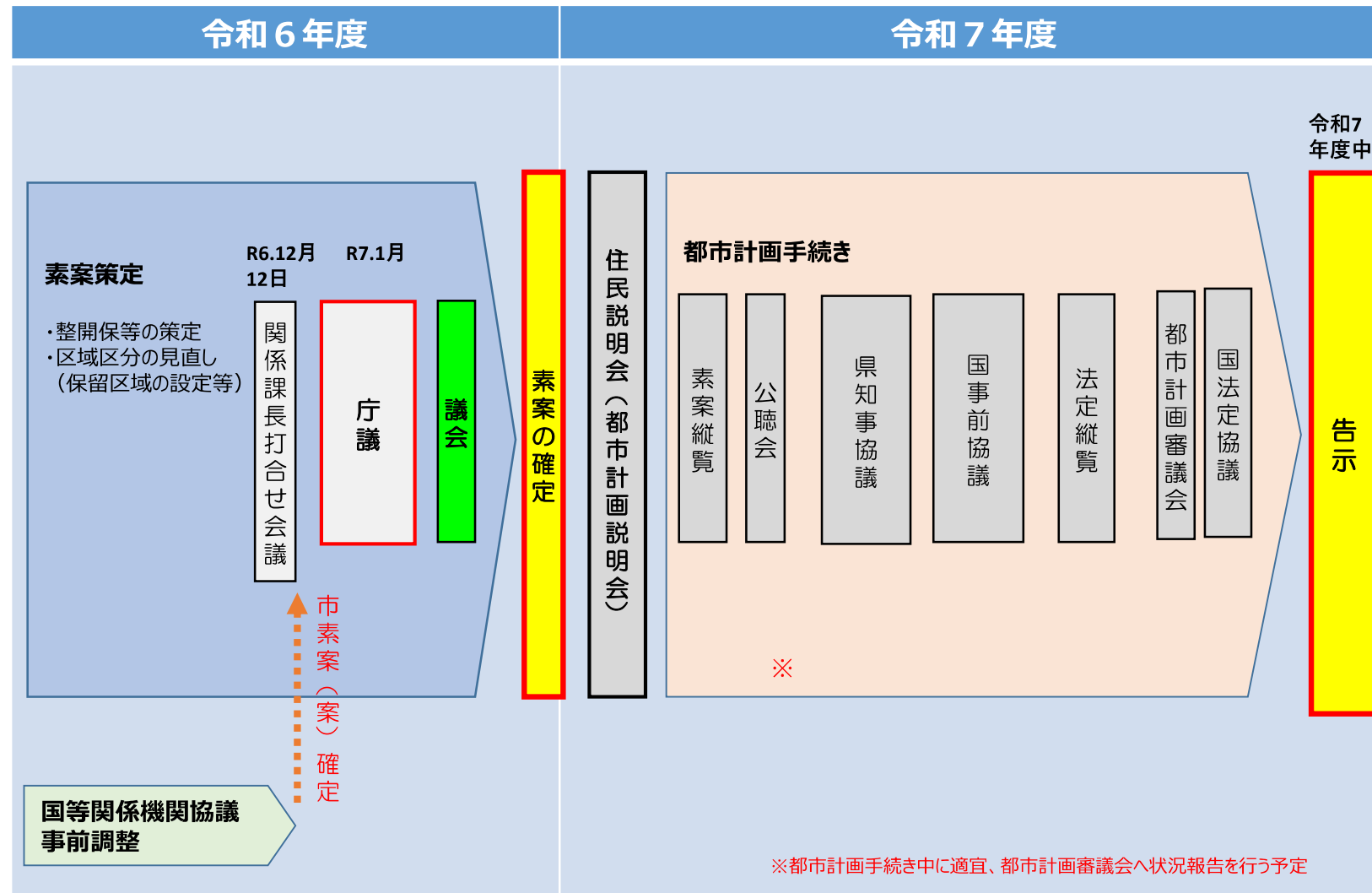
麻溝台・新磯野地区（約22.0ha）



※重点地区の区域：赤色で塗った範囲

3. 今後のスケジュールについて

●今後のスケジュール



事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和7 年 1 月 20 日

案 件 名	相模原北メディカルセンターの廃止について						
所 管	健康福祉	局 区	保健衛生	部	医療政策	課 担当者	内線

事案概要							
相模原北メディカルセンター急病診療所及び調剤薬局(以下「北MC」という。)について、医療スタッフの確保が困難なため診療再開の目途が立たない一方で、拠点救護所を維持する必要があるため、令和6年3月に調整会議に諮り、今後の在り方を検討する期間として令和7年度末まで休止を延長することが決定していた。 その後も立地的に近い距離にある中央MC及び西MCで受診者の受け入れが出来ており、限られた医療資源の中で救急医療体制を維持していくために、緑区は2つのMCでの分散体制から集約し、北MCは廃止することでよいか諮るもの。							

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	相模原北メディカルセンター急病診療所・調剤薬局を廃止すること。
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	初期救急医療体制の適正化					
	効果測定指標	初期救急医療体制の適正化			施策番号	11,14	
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
	事業効果 年度目標	初期救急医療体制の適正化					

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	北 M C		診療所 廃止	所管換え				
		薬局 廃止	所管換え					
	救護所	災害時に拠点救護所として使用 救護所移管の調整		移管				
	庁内	関係課長 打合せ会議	検討・ 調整	庁議				
	庁外	4月 議会・ 地区自治会へ 現状報告(休止)	11月 議会・ 地区自治会へ 現状報告 (再開困難)	議会へ資料提供 報道発表(廃止) 2月				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(衛生費)		23,274	21,408	0	0	0	0	0
うち任意分		23,274	21,408	0	0	0	0	0
特財 国、県支出金		0	0	0	0	0	0	0
地方債		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		23,274	21,408	0	0	0	0	0
うち任意分		23,274	21,408	0	0	0	0	0
捻出する財源※2		0	0	0	0	0	0	0
一般財源拠出見込額		23,274	21,408	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工※	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

1 貧困をなくそう	2 健全な食生活と食料の安全保障	3 健康と長寿を促す	4 質の高い教育をみんなに	5 女性への平等	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 働きがい、経済成長、社会包摂	9 産業、科学、イノベーションを強く
10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
	○							
			○					
	○							

日程等
調整事項

条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供
パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供 令和7年2月

事前調整、検討経過等

調整部局名等

調整内容・結果

政策課、総務法制課、財政課、アセットマネジメント推進課、健康福祉総務室、地域保健課、危機管理課、救急課	令和6年3月5日 関係課長打合せ会議 休止の延長について打合せを行った
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、健康福祉総務室	令和6年3月11日 関係課長打合せ会議後の質問に対して回答をした
緑区役所区政策課	令和6年3月15日 関係課長打合せ会議に欠席されたため、審議事項の説明を行った
関係各課	令和6年3月22日 調整会議 令和7年度末まで休止延長することで決定
政策課、総務法制課、財政課、アセットマネジメント推進課、健康福祉総務室、地域保健課、危機管理課、救急課	令和6年8月22日 関係課長打合せ会議 北MCの拠点救護所機能は、病院前救護所等へ移管することについて打合せを行った

備 考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(1/7)

【廃止理由について】

○(経営監理課長)北メディカルセンターの休止中、他のメディカルセンターの医師を増やす対応はしていたのか。

→(医療政策課長)新型コロナウイルス感染症の影響により全体として利用者が減少していたこともあり、増やす対応はしていない。

○(経営監理課長)医師の確保が困難ということが北メディカルセンターを廃止する主要因なのか。

→(医療政策課長)医師の確保に加え、コロナ禍を経て感染症対策に要する人員が必要となり、看護師や事務員の確保も難しくなっている。人員を集約し、効率的に運営することが必要になっている。

→(政策課長)医師の確保の問題が前面に出すぎている。コロナ禍から回復してきた現在においても、過去と比較してメディカルセンター全体の利用者は減っている傾向にあり、それぞれのエリアでカバー出来ていることの説明をまず行う必要があると考える。資料構成を修正いただきたい。

→(医療政策課長)承知した。

【拠点救護所機能の移管について】

○(緑区政策課長)拠点救護所に係る病院との内諾や覚書の作成等の進捗状況はどうか。

→(医療政策課長)病院側や医師会との協議など、調整が続いている状況である。

→(緑区政策課長)いつ頃調整がつく予定か。

→(医療政策課長)今年度中には方向性を決めたいと考えている。

→(緑区政策課長)9月に診療所の廃止届を予定しているが可能なのか。

→(医療政策課長)9月を目途に進めていく予定である。

→(健康福祉総務室長)万が一病院との調整がうまく行かなかった場合でも、他の方策により進められるよう調整しており、最短で9月、そこから大きく遅れることはないと考えている。

○(経営監理課長)病院と病院前救護所に係る調整が続いている状況で庁議を先に進めることはできるのか。

→(政策課長)拠点救護所機能を病院前救護所に移管することから廃止という印象を受けるが、廃止の理由は別であり、拠点救護所機能については調整を進めていく、その最有力候補が病院前救護所への移管と説明するのがよい。事案調書の概要含め、資料構成を修正いただきたい。

→(医療政策課長)承知した。

【その他】

○(総務法制課長)＃7119の利用状況は把握しているか。

→(医療政策課長)県に情報提供を求めているが、現時点では把握していない。

→(総務法制課長)運用開始から2か月経過しているため、効果を説明できるようにしていただきたい。

○(人事・給与課長)11月に実施した3地区自治会では否定的な意見はなかったのか。

→(医療政策課長)再開が難しいことを説明したうえで、上手に医療にかかっていたため、＃7119の利用や、かかりつけ医を持っていたきたい旨を説明し、特段意見は出なかった状況である。

○(アセットマネジメント推進課長)跡地活用の議論については、庁議での承認後でなければ進められないため、承知いただきたい。

○(アセットマネジメント推進課長)地域への説明の入り方については、緑区政策課にも入っていただき調整する必要があるので、改めて相談させていただきたい。

○(財政課担当課長)リース代について、令和7年度末にリースアップし、その後は費用が掛からないということか。

→(医療政策課長)そのとおりである。

≪原案を一部修正し、上部会議に付議する。≫

相模原北メディカルセンターの廃止について

保健衛生部 医療政策課

1 施設概要

相模原北メディカルセンター



【受診者数(人)】

基本情報	所在地	緑区合同庁舎 1F
	2つの機能	①初期救急医療(急病診療所・薬局) ②災害医療(拠点救護所)
	① 急病診療所	診療日 【土曜】 50日(R2) 20:00 ~ 23:00 【休日(日曜・祝日)] 72日(R2) 9:00 ~ 23:00
		診療科目 内科(15歳以上)のみ
	② 拠点救護所	災害時 震度5強以上で開設
建物	開設	平成25年4月 開設 令和3年 4月より休止中
	延床面積	818.03㎡ (内訳) 診療所 683.32㎡ 薬局 134.71㎡

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	コロナ前 (R1)までの 1日平均
昼間(休日)	1,419	1,861	1,469	1,682	1,818	1,734	1,579	493	
夜間(土曜・休日)	868	1,201	945	1,039	1,169	1,127	1,020	346	
合計	2,287	3,062	2,414	2,721	2,987	2,861	2,599	839	
1日平均受診者数 (上段:昼間、下段:夜間)	19 7	25 10	20 8	23 9	25 10	24 9	21 8	7 3	22 9

2 これまでの経過と審議事項

- 平成25年4月 北MC急病診療所・調剤薬局 開設
- 令和 3年4月 北MC急病診療所・調剤薬局 休止
- ➡ 【理由】新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場及び配送拠点として利用するため
- 令和 6年3月 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場及び配送拠点としての利用終了
- 令和 6年3月 調整会議（休止延長）
【決 定 事 項】 北MC急病診療所・調剤薬局及び拠点救護所の今後の在り方を検討する期間として、令和7年度末まで 休止を延長する。
- ➡ 【理由】集団接種終了後も、令和6年4月から開始された“医師の働き方改革”の影響や感染症対策に割く人員が必要となっていることなどから、医療スタッフの確保が困難で診療再開の目途が立たない。
一方で、拠点救護所に指定しているため、引き続き医療機関として維持する必要がある。
- 令和 6年8月 関係課長打合せ会議
北MCの拠点救護所機能は、病院前救護所等へ移管する方向で調整する。

【審 議 事 項】

休止後も立地的に近い距離にある中央MC及び西MCでの受診者の受け入れが出来ており、限られた医療資源の中で救急医療体制を維持していくために、北MC急病診療所・調剤薬局は廃止することによいか。

3 本市の救急医療体制

【北MC】

開設当初から医師の確保が困難で、休日と土曜夜間の内科のみの限定的な診療体制

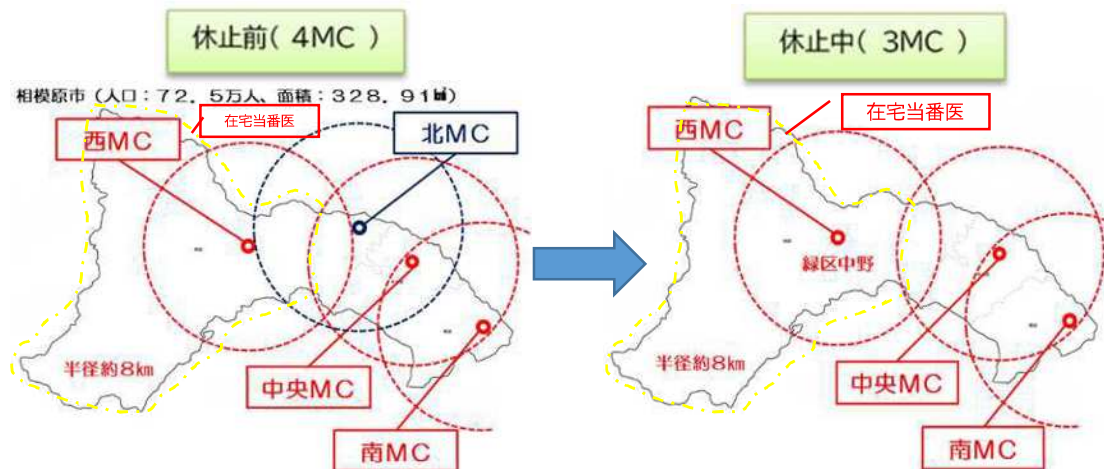
➡他のMCと比較して診療科目・診療日が少なく、平日は施設を使用していない(年間約122日開設)。

診療日	科目	平日		土曜		休日(日曜・祝日)					
時間		20～23時	23～6時	17～20時	20～23時	23～6時	9～12時	13時半～17時	17～20時	20～23時	23～6時
北MC (休止中)	内科				○		○	○	○	○	
中央MC	内科	○			○		○	○	○	○	
	小児科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	外科	○ 南と交互			○ 南と交互		○	○		○ 南と交互	
南MC	内科	○			○		○	○	○	○	
	小児科						○	○			
	外科	○ 中央と交互			○ 中央と交互		○	○		○ 中央と交互	
	眼科/耳鼻科 /産婦人科/ 精神科						○	○			
西MC	内・小系						○ 8時45分 ～12時	○ 12時45分 ～16時	○ 19時 ～21時30分		
津久井地域 在宅当番	内・小系	○ 19～22時			○ 19～22時						

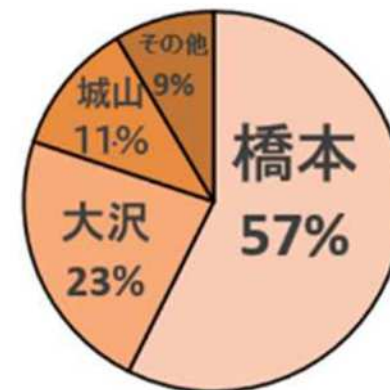
4 MC別の受診者数

【MCの立地】

車で30分以内の距離＝半径約8Kmを行ける範囲と仮定した場合、北MCは、西MCと中央MCの範囲と重複している。



北MC休止前(令和2年度)



【北MCの地域ごとの受診割合】

北MC休止後は、橋本・大沢地域の患者は中央MCへ、城山地域の患者は西MCへ流れている。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
北MC(休止中)			2,287	3,062	2,414	2,721	2,987	2,861	2,599	839	0	0	0
中央MC	34,896	34,099	32,691	32,418	31,300	31,932	30,605	28,765	27,815	10,341	13,871	21,087	29,319
南MC	14,294	15,489	15,409	16,073	14,962	15,515	15,533	14,948	13,673	5,470	6,320	10,170	13,977
西MC	1,503	1,499	1,230	1,503	1,149	1,360	1,308	1,150	1,028	235	435	774	1,411
在宅当番医	689	662	624	516	541	546	525	476	448	226	266	333	453

- ・中央MC・西MCが立地的に近い距離にある。
- ・北MCは中央MC、南MCと比較し、受診者数が少ない。
(休日、日中の内科だけで比較した場合も、受診者数は中央MCのほぼ半分)

5 医師の働き方改革の影響

【北MCの医師確保について】

北MCは医師会の医師だけでは協力医が不足したため、病院協会に依頼し、病院医師の協力を得ていた。

※他MCは医師会単独で確保している。

【北MCの協力医(R2実績)】

◎診療所・クリニックの医師
延べ143名(約74%)

◎病院医師 延べ 51名(約26%)



医師の働き方改革が令和6年度からスタート

◎原則として、年960時間、月100時間を超える時間外・休日労働が規制される。

◎連続勤務が28時間までに制限され、勤務間に9時間のインターバルの確保が必要。

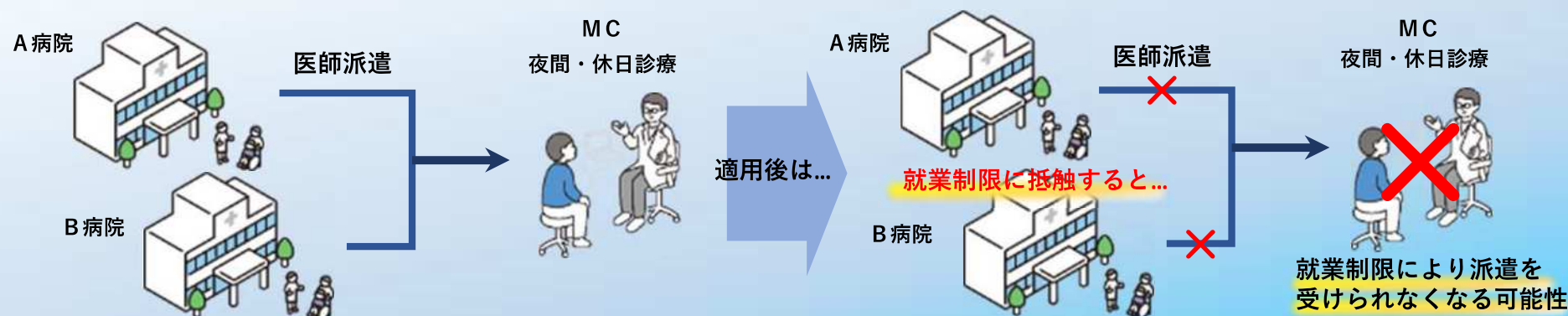
※中央MC小児科(翌6時まで診療)は宿日直許可を取得済。

医師の働き方改革により、

病院医師の確保がより**困難**

※個人事業主は制度適用外

～現場への影響の例～



限られた医療資源の中で救急医療体制を維持するには、集約していく必要がある。

6 市民・議会・医療関係団体からの意見

■ 市民の声(北MC休止について)

→休止後の令和3年度以降、5件

■ 令和6年4～5月 休止延長の周知(市民・議会・医療関係団体)

→休止延長後、特段の意見は寄せられていない。

■ 令和6年6月 初期救急小委員会 (医師会・薬剤師会・病院協会が参加)

→医療関係団体は、北MCの廃止に異論なし。

[意見]

- ・コロナ禍以前と比べ、感染症対策に係るトリアージナースや医師に割く人員が必要になっていることや、医師の働き方改革の影響で、病院からの医師の協力を得るのが難しくなり、医療スタッフの確保が困難。
- ・北MCが休止中、中央・南・西MCの3施設で急病診療体制を維持できたことから、北MCを廃止した場合においても体制を維持することは可能。

■ 令和6年11月 現状報告(3地区自治会)

→医師の働き方改革などの影響で、北MCの「再開が難しいこと」、
「今後の北MCの在り方を含め、現在運営しているMCなどでの初期救急医療体制の維持を検討していること」を説明し、特段の意見は寄せられていない。

●併せて、11月から開始した「かながわ救急相談センター(#7119)」を案内

→24時間365日看護師等から救急電話相談を受けることができるサービス

7 拠点救護所の指定変更について

【今後の方向性】

北MCは、医療施設を有効活用出来るため拠点救護所に指定していたが、前段の理由により廃止するため、災害時の救護所機能については、別途指定変更する。

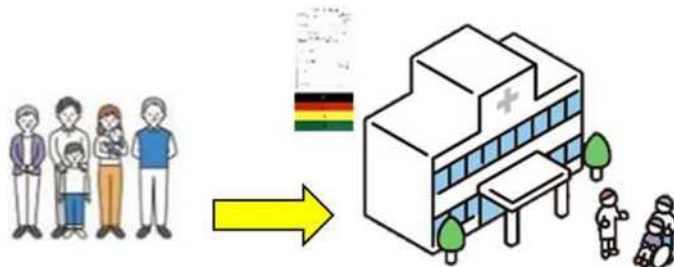
- ➡ ①**現在は地域の病院前へ設置**する方向で調整中。
病院や医療関係団体等と協議を進める。

【代替案】

※病院前が難しい場合、もしくは病院前に指定変更まで調整期間を要する場合の一時利用

- ②緑区合同庁舎の一部スペース(吹き抜けや会議室等)を指定
- ③橋本地区の避難所併設型の小中学校を指定

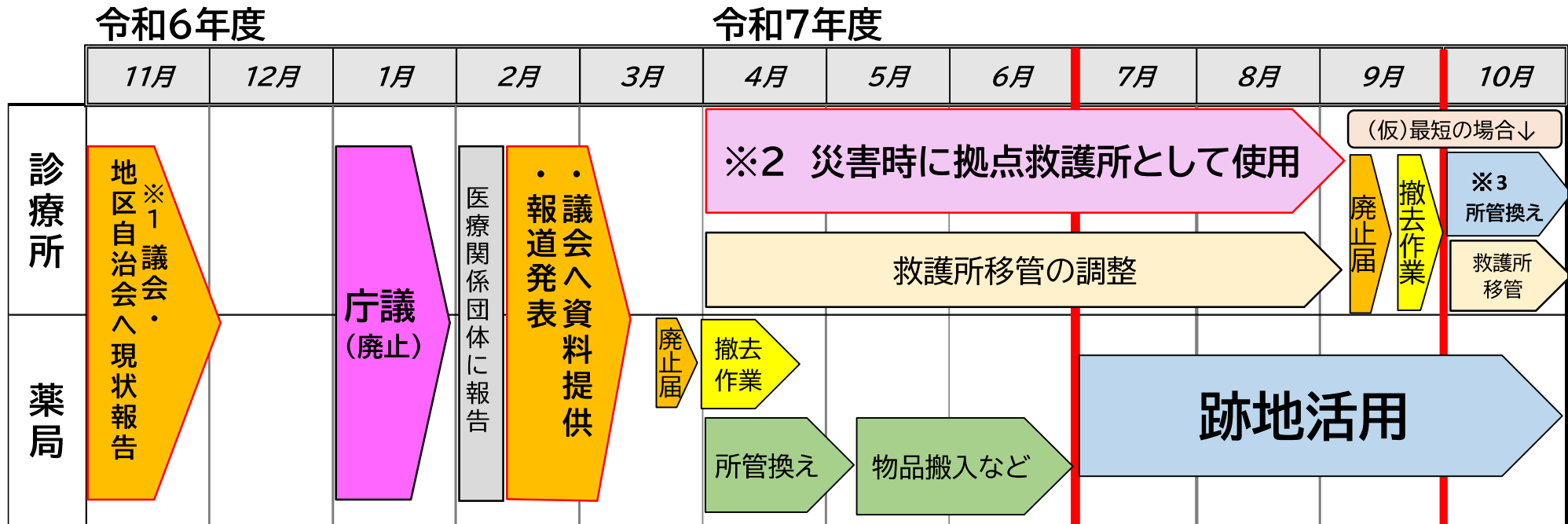
- ➡ 令和7年度中を目途に、指定変更に伴う地域防災計画等の改訂し、市民周知を行う。



《救護所の目的》

震度5強以上の地震発生時に、医療従事者など救護所スタッフを参集し、軽症者の応急処置やトリアージを行う。病院の診療機能の低下を防ぐ。

8 スケジュール(案)



※1 地区自治会に再開が困難な現状を報告済み。

※2 救護所の移管完了までは、災害時に拠点救護所として使用できるよう、診療所部分は医療施設として維持する。

※3 診療所跡地の活用については、廃止決定後に未利用資産活用・調整会議（事務局：アセットマネジメント推進課）で検討する。

跡地活用先への引き渡し時期は、移管先との調整状況で前後する可能性がある。

参考 北MCの維持費等

	令和2年度 (診療中)	令和6年度 (休止中)	令和7年度 (移行期間) 薬局:4月廃止 診療所:年度途中廃止	令和8年度～ (廃止)
北MC診療所 (拠点救護所維持費 ・光熱水費等含む)	77,788千円	20,107千円	20,176千円 (医療機器のリース代は、 年度途中で解約出来ない。 1年分の費用がかかる)	0円
北MC薬局	24,035千円	3,167千円	1,232千円	0円
合計	101,823千円	23,274千円	21,408千円	0千円
前年比 〔増減理由〕	—	▲78,549千円 〔医師報酬等の人件費減〕	▲1,866千円 〔薬局廃止による減〕 〔撤去費用による増〕	▲21,408千円

令和7年1月20日

1 宮ヶ瀬ダム道志導水路建設に伴う代替案整備の対応について

【環境経済局 森林政策課】

(1) 主な意見等

- (市長公室長) 令和8年度の事業開始となっているが、令和7年度からとしない理由は。
→(経済担当部長) 県との調整で当初予算スケジュールに間に合わなかった。県と協議し、
県が令和7年度中の予算化ができる場合は、市も補正予算での計上を検討したい。
- (市長公室長) 予算の時期については、県との調整状況で、別途財政局と調整すること。
- (総務局長) 今回の議題である代替案以外の項目で、県が取組中となっているものについて
は、解決済みとして扱うという認識で良いか。
→(森林政策課長) 県が実施する取組として調整済みのものであり、解決済みという扱い
である。
- (総務局長) 道路整備に関する取組については先の話であり、調整会議での議論にもあつ
たとおり、その時点での組織体制を踏まえて検討することと考える。

(2) 結 果

- 原案のとおり承認する。

2 第8回線引き見直しについて

【都市建設局 都市計画課】

(1) 主な意見等

- （総務局長）今回の改定に当たって、大きく変わるポイントを伺いたい。
 - （まちづくり推進部長）例えば、さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺に産業構想エリアを設けた点が挙げられる。
 - （都市計画課長）そのほかにも、麻溝台・新磯野地区においてもこれまでの方針通り特定保留区域とすることや、淵野辺地区などいくつか細かいポイントがある。また、逆線引きについても考え方を示している。
 - （総務局長）説明資料7ページを見ると、さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺の産業構想エリアは、旧市域の多くが対象エリアの円に含まれるように見えるが、円の中でも様々な条件があるのか。
 - （まちづくり推進部長）例えば農用地域であれば難しい。円の中にあればどこでもできるわけではなく、この中でできるところで考えていくものである。
 - （総務局長）円の中で可能性がある場所は把握しているのか。
 - （都市計画課長）概ね把握している。例えば農用地域は難しいが、農業振興地域のその他の部分は可能性がある。
- （市長公室長）相模原駅周辺地区についてであるが、説明資料8ページに「二項再開発促進地区については、概ね5年以内に市街地の再開発を促進すべき地区」と記載されているが、具体的にいつ頃を想定しているのか。
 - （都市計画課長）相模原駅周辺まちづくり課との調整次第である。この位置付けをしなければ市街地再開発事業ができなくなってしまう。
 - （市長公室長）それは5年以内の話か。相模原駅周辺まちづくり課とは同じスケジュール感を共有する必要があるのではないか。どのように調整しているか。
 - （都市建設総務室長）何をもってまちづくりに着手しているという考えはあるが、開発工事の調整ということではもう開始しているものであり、相模原駅についても、土地利用計画を出して、国に払い下げの報告を持っていくという中では、この位置付けは必要なものだと考えている。
 - （市長公室長）位置付けは良いが、5年以内のスケジュールはいかがか。
 - （都市計画課長）整開保については、目標期限を令和17年までと定めており、その中で二項再開発促進地区については、概ね5年以内で整備がされる予定となっている。計画は10年間であり、その期間内が前提であることから、5年の縛りではなく、計画を立てる現時点では、速やかに事業が起こるものという意味の中で定めているものである。なお、相模原駅北口地区については、第7回線引き見直しに段階で位置づけられている。
 - （市長公室長）相模原駅北口の土地利用計画と同じタイミングであることからそこはポイントである。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

3 相模原北メディカルセンターの廃止について

【健康福祉局 医療政策課】

(1) 主な意見等

- (総務局長) 今日明日災害が起きたような場合には、現在の拠点救護所を開設できるのか。
→(医療政策課長) そのとおりである。現状、相模原北メディカルセンターは休止中であるが、災害があった場合に拠点救護所としての機能を果たすため、現在も医療資材を配備し、活用できるようにしている。
- (総務局長) 廃止した場合、リース以外の医療機器などは、他のメディカルセンターでの活用を考えているのか。医療資材は、救護所の移管先に移すことになるのか。
→(医療政策課長) 医療機器はすべてリースで、医療資材は移管先に移す予定である。
- (総務局長) 拠点救護所の移管先では医療機器を要しないのか。
→(医療政策課長) 救護所の移管先は、医療施設ではないため医療機器は置かず、トリアージをし、中等症以上の患者は病院へ搬送調整する。
- (総務局長) 相模原西メディカルセンターについて、老朽化が課題であるが、今後どのように対応するのか。
→(医療政策課長) 津久井総合事務所の再編に合わせて、津久井総合事務所内に移転する方向で調整を進めており、それまでの間は現在の西メディカルセンターの場所で事業を実施する。
- (総務局長) 病院前救護所とは、病院前に建物を建てるのか、それともテントなどで対応するのか。
→(医療政策課長) 災害用のエアーテントで対応する想定である。そこでトリアージを行い、軽症者はその場で治療をし、中等症以上の患者は病院への搬送調整を行うという考えで病院と調整を行っている。
- (総務局長) いつ災害が起きるか分からない中で、隙間ができないように対応をお願いしたい。

(2) 結 果

- 原案のとおり承認する。

以 上